

各高等検察庁（地方検察庁）の検察官
検察事務官（検察官の所属）
拘置所長

上記3名は刑事訴訟法に基づく人選

拘置所職員（処遇部門中心）約10名
教誨師（死刑囚の信仰によって選抜）
医師（刑死を確認する義務有）

高検の検察官には前日に立会告知がされるそうだが、
拘置所の職員には当日告知されるらしい（真相は謎のまま）